

令和 5 年 度

伊勢市財政健全化審査意見書
伊勢市経営健全化審査意見書

伊 勢 市 監 査 委 員

6 監 第 97 号
令和6年8月22日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市監査委員 畑 芳嗣

伊勢市監査委員 中井 豊

伊勢市監査委員 井村 貴志

令和5年度 伊勢市財政健全化審査意見及び 伊勢市経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載し
た書類について、伊勢市監査基準に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出する。

令和5年度 伊勢市財政健全化審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月18日～令和6年8月22日

3 審査の着眼点

健全化判断比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

健全化判断比率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	— %	— %	11.75 %
② 連結実質赤字比率	— %	— %	— %	16.75 %
③ 実質公債費比率	4.2 %	4.8 %	5.4 %	25.0 %
④ 将来負担比率	— %	— %	— %	350.0 %

(2) 健全化判断比率について

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支において実質赤字額が発生しておらず、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

全会計において実質赤字額または資金不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は5.4%で、前年度より0.6ポイント上昇したが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

充当可能な財源額が将来負担額を上回っており、将来負担比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

健全化判断比率の4指標のうち実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、また、他の3指標はいずれも比率が算定されないことから、特に指摘する事項はない。

※一般会計等とは、一般会計及び土地取得特別会計である。

令和5年度 伊勢市病院事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月18日～令和6年8月22日

3 審査の着眼点

資金不足比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として、審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額27億1,105万円が、流動負債額13億508万9千円から建設改良費の財源に充てた企業債に係る1年以内の償還額4億6,076万3千円を控除した8億4,432万6千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率は算定されず、特に指摘する事項はない。

令和5年度 伊勢市水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月18日～令和6年8月22日

3 審査の着眼点

資金不足比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として、審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額28億7,977万2千円から翌年度繰越額に係る財源充当額74万2千円を控除した28億7,903万円が、流動負債額9億2,357万3千円から建設改良費の財源に充てた企業債に係る1年以内の償還額4億148万6千円を控除した5億2,208万7千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率は算定されず、特に指摘する事項はない。

令和5年度 伊勢市下水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月18日～令和6年8月22日

3 審査の着眼点

資金不足比率が関係法令に基づき算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として審査を行った。

4 審査の実施内容

審査対象について、決算書及び関係書類と照合したほか、担当部署から説明を聴取した。また、決算審査の結果も参考として、審査を行った。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は関係法令に基づき算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていることを認めた。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額25億1,428万1千円が、流動負債額34億3,452万5千円から建設改良費の財源に充てた企業債に係る1年以内の償還額18億7,772万円を控除した15億5,680万5千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率については算定されず、特に指摘する事項はない。